

東京湾水先区水先人会 引受事務要領 (令和6年4月1日施行)

受付方法	<p>水先の求めは、次に掲げるいずれかの方法により受け付けます。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付 東京湾水先区水先人会事務所 (所在地：横浜市中区山下町1番2 パイロットビル)</p> <p>(2) 電話による受付 東京湾水先区水先人会事務所 港内業務（電話番号：045-681-4081） 航行業務（電話番号：045-681-4091）</p> <p>(3) ファクシミリによる受付 東京湾水先区水先人会事務所（FAX 番号：045-681-4090）</p> <p>(4) 本会ホームページによる受付（WEB 受付） イ 航行業務 ロ 京浜港東京区、千葉港及び横須賀港の港内業務 (なお、京浜港横浜区・川崎区及び木更津港の港内業務については、(1)、(2)又は(3)の方法によります。) (http://www.tokyobay-pilot.jp)</p> <p>注1：京浜港横浜区・川崎区入出港船の水先の求めは、港湾管理者の指導に基づき、それぞれ横浜市港湾局、川崎市港湾局経由で申し込むことを原則とします。また、木更津港においては、日鉄物流君津(株)港湾管理室経由で申し込みください。</p> <p>注2：必要事項の欠落防止のため、(1)及び(3)による場合、所定申込書式【別紙-1】にて申し込むことを原則とします。また、(2)による場合、確認のため、後刻(3)又は(4)の方法にて申し込むようお願いすることがあります。</p>
------	--

<p>受付事項</p>	<p>利用者は、水先の求めについて、次に掲げる事項に関する情報をお知らせください。</p> <p>(1) 船名、信号符字、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力、積荷の種類、BOW/STERN THRUSTERの有無及びその馬力並びに海上保安庁の指示事項</p> <p>(2) 船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他特別な事項</p>
<p>就業表</p>	<p>水先人の休息時間及び休日確保し、水先人が水先業務を安全、確実に計画的に実施するため、毎週月曜日までに、翌々週一週間分の水先人ごとの水先業務の対応体制等を内容とする就業表を作成し、公表します。</p>
<p>受付前提条件</p>	<p>水先の求めについては、次に掲げる前提条件により受け付けます。 なお、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に著しい支障がある場合、受け付けできないことがあります。 また、会則等で定める業務制限に該当する水先人は、水先の求めに応じることとはできません。</p> <p>1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合</p> <p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定日の前日の正午までに申し込みされたものであること。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航に関する基準に適合したものであること。</p>

2. 水先人の選任について利用者からの要請がある場合。

なお、その場合はその内容と開示可能であればその理由をお知らせください。

- (1) 上記の要請が特定水先人に対する水先の求め（①事前指名契約を締結している水先人に対する水先の求め、②事前指名契約のない特定の水先人に対する水先の求め、③複数の特定の水先人と同一内容の事前指名契約を締結し、当該事前指名契約を締結している水先人の中から決められた順番に基づいて選定される水先人に対する水先の求めをいい、（1）においてこれらを併せて「指名」といいます。）である場合には、次の前提条件を満たすことが必要です。

注：当該指名に関連し、当該指名のあった水先人の移動、宿泊等に追加の費用が発生した場合には、当該水先人からその費用を請求することがあります。

イ 当該水先人が、正当な事由により断らず、当該指名を応諾すること。

ロ 当該指名のあった水先人が、指名による水先の日には休暇中でないこと。

但し、当該水先人が自らの判断により当該指名を受諾した場合は、この限りではありません。

ハ 水先開始予定日の前々日の正午までに指名がされたものであること。

但し、水先開始予定日の前々日の正午から水先開始予定日の前日の正午までに、当該水先人が当該指名に応じることを確認できた場合はこの限りではありません。

ニ 当該水先人に対する指名による水先の時間帯が、他の指名による水先の時間帯と重複する場合（時間帯の重複についてはホに記載する時間的余裕を考慮します。）には、受付順とすること。

ホ 当該指名のあった水先人について以下の事項及び当該水先人が必要と判断する移動時間又は休息时间等を勘案し、十分に対応できる時間的な余裕があること。

	<ul style="list-style-type: none"> i 連続した次の作業の実施に備えた調査・研究等のための当該水先人が必要とする時間を確保すること。 ii 3.0時間～3.5時間を要する通し作業に従事する者においては、その前又は後、もしくは前後に、移動時間を除き、少なくとも2時間の休息時間を確保すること。 iii 全通し作業（京浜港横浜区・川崎区～京浜港東京区間のシフト）に連続して従事する者においては、両作業の間に、移動時間を除き、少なくとも2時間以上の休息時間を確保すること。 iv i～iiiに準ずる必要な事項 <p>へ 以下の事項に該当することにより、当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶（【別紙-2】参照）について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること。 ii 当該指名の対象となる船舶が、2人の水先人が共同で水先をする船舶の場合における副直又は研修中の水先人に対する指名であること。 <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航に関する基準及び水先人の水先業務経験年数等に応じた業務制限に関する基準に適合したものであることが必要です。</p>
<p>水先人への連絡</p>	<p>本会对し利用者から水先の求めがあった場合、本会は、次に掲げるところにより水先人に対し連絡します。</p> <p>(1) 水先人の選任に関し利用者から①事前指名契約を締結している水先人に対する水先の求め、②事前指名契約のない特定の水先人に対する水先の求め（以下（1）において「個人指名」といいます。）があった場合には、遅滞なく、当該個人指名のあった水先人に当該個人指名の内容を連絡します。</p> <p>本会は、当該水先人の個人指名に関する諾否等（所定時間内に本会</p>

に対する諾否の連絡がない場合等を含みます。) について、遅滞なく利用者に連絡します。

但し、本要領の受付前提条件 2 (1) に掲げた前提条件 (当該水先人の諾否及び判断にかかわる事項を除きます。) に抵触する個人指名である場合には、上記の当該水先人への連絡をしないことがあります。

上記によりこの連絡をしない場合には、本会は、利用者に遅滞なく当該水先人への連絡をしない旨を連絡します。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合には、就業表の中から、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、決められた順番に基づき、遅滞なく、当該水先人に連絡します。

(3) 前二号による水先人への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとします。



引受事務要領【別紙－１】

水先人申込書 (輸出免税対象取引であることの通知)

令和 年 月 日

TO： 東京湾水先区水先人会 御中

ベイ／ハーバー共通

FAX：045-681-4090

申込者：
(船社／代理店)

当社扱いの下記船舶において、『輸出免税等該当の有無』欄の記載が『有』となっている場合は、例え当社迄の請求書であっても実際の支払い者は下記船舶運航事業者です。本書が貴地税務署に対する輸出免税適用の証となりますので保管下さい。

(入港ベイのみ／入港ベイ＋入港ハーバー／入港ハーバーのみ／ハーバーシフト／出港ハーバーのみ／出港ハーバー＋湾内ベイシフト／湾内ベイシフトのみ／出港ハーバー＋出港ベイ／出港ベイのみ)

SHIP'S NAME		信号符号	G/T	ACTUAL DRAFT		E.T.A.		検査	BOARDING TIME		水先区間 (バース名)	スラストの有無 (PS/KW)	積荷の種類 錨地情報
FLAG		船種	L.O.A. (m)	多層甲板の有無	URAGA P.S.	HARBOUR	入航管制		E.T.D.				
			m	有・無	月 日	月 日	無・RQ	月 日	月 日	FR:	B/T:		
			m	有・無	:	:	普Q・普Q	:	:	TO:	S/T:		
輸出免税等 該当の有無	有・無	運航事業者名	入湾月日		月 日	出湾月日	月 日	前港	VHF	有・無	保安庁 指示事項	URAGA : No.()	
		国名	入港月日		月 日	出湾月日	月 日	次港	船舶 電話				
水先人の選任について要請がある場合はその内容と開示可能であればその理由											法定灯火・ 形象物の有無	巨大船・危険物積載船・その他	
請求書の宛名又は送付先が申込者と異なる場合の宛名又は送付先												本船担当者	
REMARKS													

(入港ベイのみ／入港ベイ＋入港ハーバー／入港ハーバーのみ／ハーバーシフト／出港ハーバーのみ／出港ハーバー＋湾内ベイシフト／湾内ベイシフトのみ／出港ハーバー＋出港ベイ／出港ベイのみ)

SHIP'S NAME		信号符号	G/T	ACTUAL DRAFT		E.T.A.		検査	BOARDING TIME		水先区間 (バース名)	スラストの有無 (PS/KW)	積荷の種類 錨地情報
FLAG		船種	L.O.A. (m)	多層甲板の有無	URAGA P.S.	HARBOUR	入航管制		E.T.D.				
			m	有・無	月 日	月 日	無・RQ	月 日	月 日	FR:	B/T:		
			m	有・無	:	:	普Q・普Q	:	:	TO:	S/T:		
輸出免税等 該当の有無	有・無	運航事業者名	入湾月日		月 日	出湾月日	月 日	前港	VHF	有・無	保安庁 指示事項	URAGA : No.()	
		国名	入港月日		月 日	出湾月日	月 日	次港	船舶 電話				
水先人の選任について要請がある場合はその内容と開示可能であればその理由											法定灯火・ 形象物の有無	巨大船・危険物積載船・その他	
請求書の宛名又は送付先が申込者と異なる場合の宛名又は送付先												本船担当者	
REMARKS													

引受事務要領 【別紙－２】

水先に特殊技術を要する業務一覧表

1. 総トン数7万トン以上のバルカー、LNG船もしくはVLCCであって、各々、下記のいずれかのバースに着岸ないしは着棧しようとする船舶
 - バルカー : JFC-EB、JFC-J、KM-C7/C8、KFUTO
 - LNG船 : TG-C2/C3、JERA-F1/F2、JERA-O、TG-O、TG-5N
 - VLCC : KSB-W/E、ENEO-E、5ENE-AW/AE

2. 総トン数7万トン以上のコンテナ船であって、下記のいずれかのバースに着岸しようとする船舶
 - 京浜港東京区 : TK-01/02/03/04/06/07、TK-A4
 - 京浜港横浜区 : HD4/D5、MC-1/2/3/4

なお、上記のほか上記に記載する船舶が着岸又は着棧することとなるバースが新たに設置された場合は、その当該バースを追加します。